

議 事 録

	記録者所属 福祉課 共生社会推進係 職・氏名 主査 村山 希
--	--------------------------------------

会議等の名称	令和7年度第2回東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和8年1月16日（金）
			午前10時00分～正午
		場所	東御市総合福祉センター 3階 講堂
主催者(事務局)	東御市役所健康福祉部福祉課共生社会推進係	司会者	掛川課長
出席者	<委員> 会長：塩崎和男 高橋美也子、松林祐子、福井紀子、中山和子（代理出席）、井出容子、小林里枝 間島睦子、宮澤優里、直井孝信、大居寿美子、田中章子 <傍聴> 坂口太二 <事務局> 健康福祉部長：寺田嘉彦、福祉課長：掛川一郎、福祉課共生社会推進係長：渡邊恵美子 共生社会推進係員：荒井千加子、市村希和子、村山希、翠川洋子 子ども家庭支援課長兼子どもサポートセンター次長：小林裕次、子供政策係長：大塚しのぶ 子ども政策支援課員：山路綾、田中浩寿、昆雅子 <アドバイザー> 上小圏域障害者総合支援センター所長：橋詰正		
欠席者	<委員> 池本智恵子、藤森哲		

様式4号（第21条関係）

<p>議 題</p>	<p>(議題)</p> <p>(1) 障がい福祉関連の要綱改正について</p> <p>(2) 計画策定に係るスケジュール（案）について</p> <p>(3) 委員の推薦及び任期について</p>	<p>(配布資料)</p> <p>資料1</p> <p>資料2</p>
<p>決定事項 (要点を箇条書き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉関連の要綱改正について承認 ・計画策定に係るスケジュール（案）について承認 ・委員の任期について2年から3年へと要綱改正する旨を承認 	
<p>次回への検討 事項</p>		
<p>次回開催</p>	<p>(日時) 令和8年5月26日(火) 午後13時30分～</p> <p>(場所) 東御市総合福祉センター 3階</p>	

様式 4 号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
	掛川課長	司会進行挨拶
	高橋副会長	開会
	掛川課長	開会にあたりまして、塩崎会長からごあいさつをお願いいたします。
	塩崎会長	会長あいさつ
	掛川課長	協議事項に移ります。
		それでは、東御市障害者総合支援協議会設置要綱第 6 条の規定により、
		塩崎会長に議長として協議・議事進行をお願いいたします。
	塩崎会長	それでは、協議事項に移ります。
		(1)障がい福祉関連の要綱改正について、事務局から内容の説明を求めま
		す。
	村山主査	障がい福祉関連の要綱改正について説明
	塩崎会長	ただいま事務局から説明がございましたが、皆様、ご質問、ご意見等ござ
		いますでしょうか。
	直井委員	介護慰労金について、所得要件を追加した場合に支給対象外となるのは
		何名程度なのか。
	村山主査	障がい者については 22 名のうち 5 名程度、障がい児については「市長の
		認める者」という要件を追加することにより、対象外となる方はほとんど
		いないと想定されます。
	塩崎会長	その他にはございますか。
	直井委員	対象者等に聞き取りを行ったとのことだが、了承は得られたのか。
	村山主査	はこべの会及び東御市手をつなぐ育成会の皆さんにお集まりいただき、
		同様の旨をご説明したところです。

様式 4 号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
	塩崎議長	はこべの会の小林委員いかがでしょうか。
	小林委員	ご説明をいただいた中で、こちらからも意見を申し上げ、「市長が定めるもの」という要件を追加していただいた。所得要件のみで一律に支給を打ち切るわけではなく、個々の事情を勘案してくれるとのことと納得した。
	塩崎会長	他にはごぎいますか。
	大居委員	在宅での介護には、大変なことがたくさんある。課税、非課税に関係なく、何かあった時のために使えるお金が手元にあることで、障がい者等の心理的な負担軽減になるのではないかと感じている。また、介護慰労金は障がい者等の家族に豊かな暮らしをもたらすことができるものだと感じている。対象者がそこまで多くない中で、従来通りの支給を行う方が良いのではないかと。
	掛川課長	先日、介護保険運営協議会でも同様の内容をご審議いただき、多くのご意見をいただいたところです。市の考え方としては、「家庭介護者」をあてにするのではなく、社会全体が介護を担うことのできるまちづくりを推進していきたい、ということのご説明をしました。介護保険運営協議会では、独居となる高齢者の方が増加している状況の中、介護の社会化の方向づけを推進すること、といった内容の付帯意見をいただいたうえで、妥当であるとの答申をいただいたところです。今まで家庭介護者の方が担っていたご負担を、社会で引き受けることで軽減していく、その仕組み作りを推進するため、限られた予算を投入していきたい、という点についてご理解いただきたいと思いますと考えております。 また、この介護慰労金の予算については、高齢者を含めると総額約一千万円となっており、今回の改正では約 750 万円の削減を見込んでおりましたが、「市長の定めるもの」という要件を追加することで、削減額は 500 万円程度になることが想定されます。この削減分を、新たな生活支援サービスの整備のための原資とさせていただきたいと考えております。
	塩崎会長	昔に比べると、今の行政は大分市民の声を拾い上げてくれているように感じる。個々の実情も勘案してくれるとのこと。削減された分の介護慰労

様式 4 号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
	(続き)	金が、他の仕組みに活用されるのであれば良いのではないか。
	塩崎会長	その他ご意見等ございますか。井出委員いかがでしょうか。
	井出委員	自身が支給を受けている訳ではないが、今後の施策推進のためということであれば良いのではないか。
	塩崎会長	他にはございませんか。なければ事務局案のとおり要綱改正を進めていただくということよろしいでしょうか。では協議会としては、今後の福祉充実のために動いていただきたいということよろしくお願いいたします。
	塩崎会長	では続きまして、(2) 計画策定に係るスケジュール (案) について、事務局から内容の説明を求めます。
	荒井副主幹 村山主査	計画策定に係るスケジュール (案) について説明
	塩崎会長	皆様、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
	直井委員	10 月の協議会開催時にも各計画の PDCA が示されたが、評価について C となっているものについては、次年度以降の計画にどのように反映させていくのか。
	渡邊係長	令和 7 年度 3 月末時点での PDCA については、令和 8 年 5 月開催予定の協議会にてご報告させていただく予定ですが、A から C の評価いずれにおきましても、その結果を加味したうえで次年度以降の計画を策定してまいります。
	塩崎会長	その他にはございますか。
	福井委員	アンケートの送付数について、障がい者は対象者 1,600 名に対して送付者数 800 名、健常者は対象者 26,000 人に対して送付者数 1,000 人となっ

様式4号（第21条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
	(続き)	<p>いる。本心では全員に送ってほしいところだが、その他福祉施策に興味を持っている方や、身近に障がい者と接している方にも送ることができれば、有意義なものになるのではないか。別件にはなるが、東御市のデマンド交通レッツ号のアンケートの際、土日運行を希望している自身に対してはアンケートが届かず、希望について伝えられなかった。こうした意見を伝えたい住民がいると思うが、今回のアンケート送付にあたっては、どのように送付対象者を決めるのか。</p>
	村山主査	<p>送付者数について、児に関しては特別児童扶養手当を受給している方全員にお送りする予定です。者と健常者に関しては、統計上、母集団に対してどの程度の数の回答が得られれば信頼度が上がるか、という考え方に基づき、95%以上の信頼度を得られる数値としています。また、アンケートの集計結果が偏ったものとならないよう、今般は無作為抽出にて回答依頼を行う予定としております。アンケート以外にも当事者等への聞き取りを行う予定でおりますので、そうしたところから意見の吸い上げを行っていきたいと考えております。</p>
	塩崎会長	<p>よろしいでしょうか。それでは井出委員どうぞ。</p>
	井出委員	<p>障がい児へのアンケートについては、保護者が回答するのか。</p>
	大塚係長	<p>児に関しては、18歳未満のお子さんというところですので、基本的には保護者の方にご回答いただく前提で考えております。</p>
	井出委員	<p>そういったことであれば、介護者に向けてのアンケートもあって然るべきではないか。</p>
	渡邊係長	<p>アンケートの冒頭に、「誰が答えているか」という項目を設ける予定のため、クロス集計を行うことは可能です。</p>
	村山主査	<p>障がい者へのアンケートについても、無作為抽出の送付対象者の中には、自身で書ける方とそうでない方がいるため、介護者に答えていただくことも想定しております。</p>

様式 4 号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
	塩崎会長	よろしいでしょうか。他にはございますか。
		無いようでしたら、皆様のご協力のもとスケジュールに沿って進めていただければと思います。
		次に、(3) 委員の推薦及び任期について事務局から説明を求めます。
	荒井副主幹	委員の推薦及び任期について説明
	塩崎会長	私自身も 2 年は短いと感じていたところですが、皆さんいかがでしょうか。
		特にご意見等無いようですので、要綱改正を進めていただくという事でお願ひします。
		それでは、本日用意された協議事項は全て協議が済んだということで議長を退任させていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。
	掛川課長	塩崎会長におかれましては、スムーズな進行をいただきありがとうございます。
		協議事項の中で皆様から頂いたご意見につきましては、しっかりと反映させていきたいと思ひます。
		それでは、次第の 4 その他に移ります。(1) 自立支援給付費の支給決定基準策定についてということで、事務局からご説明申し上げます。
	荒井副主幹	自立支援給付費の支給決定基準策定について説明
	掛川課長	ただいまご説明した支給決定基準について、またしっかりと整ったところでご報告差し上げたいと思ひます。
		それでは最後になりますが本日アドバイザーをお願いしている橋詰所長からご意見をいただければと思ひます。
	橋詰所長	お世話になっております。上小障がい者相談支援センターの橋詰です。次
		期の計画策定の方向性が示されたということで、圏域の中でも順調に進捗しているとともに、活発にご議論いただひていることに感謝申し上げます。
		以前にもお話したかと思ひますが、長野県は全国と異なり独自の施策を持っており、各市町村の計画が保健福祉圏域の計画に、各保健福祉圏域

様式4号（第21条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
	(続き)	<p>の計画が県の計画に、という流れになりますので、協議会で議論していた内容が他市町村の計画に影響を及ぼしながら、お互いに切磋琢磨して良いものに繋がっていくという、また、市町村の協議会の議論と、別に圏域の中でも議論していただくという、2段階で計画書が作られていくという年を来年迎えようとしていますので、大分タイトなスケジュールになってくるのではと思いますが、この協議会で審議いただきながら良いものにしていただければと思います。</p> <p>最後のその他の中ででした、自立支援給付の支給決定基準についてですが、障害者自立支援法というものができたときに、国は「障害認定区分がどの程度の時にはどの程度サービスを使える」といったガイドラインのようなものを出したのですが、それを鵜呑みにした市町村は、画一的な基準を利用者に押し付けることになってしまい、地域生活を送るのに必要な量のサービスを受けられないという事態が発生してしまいました。</p> <p>これらの地域格差は、全国一律に守られているはずの障がい者の権利が侵害されているということに繋がりがねないため、標準的な支援ができるような体制整備を行ってほしいという国の方針に沿って支給決定基準を作ろうという考え方です。支給決定基準ができたからと言って、それによって支給量が制限されるということではなく、当事者の意見をしっかりと聞いたうえでどのような支援ができるかというのが支給決定基準です。基準がないとどのような状況に陥るかは前段でも述べたところですが、もう1つ懸念事項としては、現在障がい福祉と関係ない事業を行っている民間事業者が、障害福祉サービスを提供できる時代になってきていることです。本人が自立して生活するためのサービスが、事業所がお金儲けをするためのサービスになってしまう、支援は過剰になれば依存へとつながります。障がい者本人がもともと持っている権利をサービスが削いでしまうことになりかねないということを知っていただき、本日の意見とさせていただきます</p>
	掛川課長	<p>橋詰所長ありがとうございました。皆様からはなにかございますか。よろしいでしょうか。それでは5の閉会に移ります。</p>
	高橋副会長	<p>閉会</p>